

<表 1> 一般貸出金の償却、引当に関するルール及び実務上の対応

米	<p>監督当局の定める債権区分(Pass/Special Mention/ Substandard/ Doubtful/ Loss)を前提とした自己査定を踏まえた償却・引当を行っている。なお、銀行の業態毎にその監督当局が異なるが、それらの調整機関として連邦金融検査評議会(FFIEC)があり、各監督当局の監督方針(債権区分の基準等)の整合性が図られている。</p> <p>会計基準上の引当の方法としては、FAS (財務会計基準書) 5 に基づき類似債権のグループ毎に貸倒実績率等を用いて貸倒引当金を計上する方法と、FAS114 に基づき個別債権ごとに減損を認識した結果としての当該減損部分に貸倒引当金を計上する方法がある。</p> <p>債務者区分と引当との関係は日本ほど明確に規定されておらず、ある債権にどちらの基準書に基づく引当方法を適用するかは基本的に各行の経営判断に委ねられている。</p> <p>償却処理は、実務的には債権区分として Loss と分類された債権に対して行われている。</p>
英	<p>会計基準審議会の基準書や英国銀行協会のガイドラインでは償却・引当についての原則論を示すに留まり、両者の主旨を踏まえつつ、各行は、その経営判断において定めた自行の内部規程に従って、償却・引当を行っている。また、債権の分類についても銀行間の統一を図る法令等はなく、各行が自主的にルールを定めている。</p> <p>監督機関である金融サービス機構(F S A)も償却・引当の報告義務を規定しているが、処理額算定手法についての詳細を規定しておらず、基本的には各行の判断に委ねている。</p>
独	<p>償却と引当の間に明確な区分がなされていないことが特徴であり、実務上は、商法典に基づき、償却、個別評価減、一般評価減の 3 タイプの債権評価減が行われる。</p> <p>監督当局である金融監督庁(BaFin)による、銀行等に対する明確な債権区分に関するガイドラインはなく、金融監督庁告示及び経済監査士協会の定める監査基準を踏まえて各銀行が独自に基準を定め、それに基づき、債権の評価替えを行っている。</p>
仏	<p>監督当局である銀行委員会(La Commission Bancaire)の定めるガイドライン及び 2003 年 1 月より施行された会計規定委員会(Comite de la reglementation comptable)の規則(以下、「新規則」という。)上の債権区分を前提に、引当金計上が求められる点で、日本と類似しているものの、日本ほど債権区分と引当金の関係は詳細には定められていない。</p> <p>銀行委員会のガイドラインにおける正常債権に対する一般貸倒引当金計上の定めがない点は特に日本と異なる。</p> <p>債権の回収不能見込額の算定手法として D C F 法が 2003 年 1 月から新規則上導入されている。但し、経過措置として 2005 年からの適用を認めるという猶予規定があるため、現状では実務での採用には必ずしも至っていない。</p>